

社会福祉法人かながわ共同会評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人かながわ共同会（以下「法人」という。）定款第8条の規定に基づき、評議員の報酬等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程で報酬等とは、報酬及び旅費をいう。

2 出張とは、評議員が法人業務のため旅行することをいう。

3 旅行の種類は、次のとおりとする。

(1) 県内旅行 神奈川県内における旅行及び神奈川県と東京都の区に存する区域との間における旅行をいう。

(2) 県外旅行は、前項に定める地域を除いた本邦内への旅行をいう。

(3) 外国旅行は、外国における旅行をいう。

(評議員の報酬)

第3条 評議員が評議員会に出席し、又はその他法人業務に従事したときは、報酬を支給する。

2 各年度における評議員の報酬等の総額は1,200,000円を超えない範囲内とする。

3 評議員の報酬額は、別表1に定める額とする。

(評議員の旅費)

第4条 評議員が出張したときは、旅費を支給する。ただし、片道2キロメートル未満の場合は旅費を支給しない。

2 旅費の種類は、交通費（鉄道料金、乗船料金、車賃及び航空運賃等）、宿泊費、日当、その他の費用とする。ただし、自宅から旅行先まで公共交通機関を利用する場合は片道の所要時間が通常1時間30分以内のとき又は自家用自動車若しくはオートバイを使用する場合は片道の走行距離が26キロメートル以内のときは、日当を支給しない。

(旅費の計算)

第5条 県内旅行及び県外旅行の旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

2 交通費、宿泊費、日当及びその他の費用は、別表2に定める額とする。

3 外国旅行の旅費は、その都度旅行内容等を考慮して計算する。

(支給の時期)

第6条 評議員の報酬等は、会議等に出席又は法人業務に従事した都度、支給する。ただし、県外旅行及び外国旅行については、旅費の概算払いをすることができる。この場合は、当該旅行を完了した後速やかに清算しなければならない。

(支給の手段)

第7条 報酬等は、通貨をもって直接本人に支給することを原則とする。ただし、本人の同意を得て本人が指定する銀行その他の金融機関の本人の口座に振り込むことがで

きる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(端数の処理)

第8条 自家用自動車又はオートバイを使用して出張する場合、路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、小数点以下を四捨五入する。

(公表)

第9条 法人は、この規程を評議員の報酬等の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成29年6月23日から施行する。

2 社会福祉法人かながわ共同会役員等旅費支給規程（以下「旧規程」という。）は、廃止する。

3 旧規程の規定による報酬等で平成29年6月23日においてまだ支給していないものについては、なお従前の例による。

4 この規程は、平成30年11月26日（評議員会の議決の日）から施行し、平成30年11月8日から適用する。

別表1（報酬額）

| |
|-------------|
| 金額 |
| 日額 20,000 円 |

別表2

1 交通費

| 方法 | 金額 |
|---------|----------------------------------|
| 公共交通機関 | 実費 |
| 自家用自動車等 | 1 キロメートルにつき25円 (オートバイは2分の1の額) |

2 宿泊費

| |
|--------------------|
| 金額 |
| 実費（1夜につき20,000円以内） |

3 日当

| |
|-----------|
| 金額 |
| 日額 1,000円 |

4 その他の費用

| |
|--------------|
| 金額 |
| 実費（資料代、駐車料等） |